

議案第 31 号

斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

【議案提出担当課：子育て支援課】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）「書面掲示」規制の見直し（第 23 条の改正規定）

施設内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネットを利用して閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、インターネットを利用して掲載することを義務付けます。

（2）引用法令等の改正に伴う文言の整理

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正による規定内容に準じ、文言等の整理を行います。

2. 施行期日等

（1）施行期日

公布の日から施行します。

（2）インターネットを利用するの重要事項の掲示に係る経過措置

インターネットを利用するの重要事項の掲示については、施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は努力義務とします。